

役員の内任年齢に関する規程

平成17年9月15日

規程第21号

改正 平成24年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「協会」という。）役員の内任年齢に関する事項を定めることを目的とする。

(内任年齢)

第2条 常勤役員の内任年齢は、原則として65歳までとする。ただし、専務理事その他これに相当する職にあるもので、特別の事情がある場合はこの限りではないが、この場合においても、原則として70歳までとする。

(退任日)

第3条 任期中に第2条に規定する年齢に達したときは、任期満了をもって内任年齢到達日とする。

(特例措置)

第4条 当該常勤役員の内任年齢が、協会の適正な業務運営上特に必要であって、理事会の了承を得た場合においては、第2条及び第3条の限りではない。

附 則

(適用期日)

第1条 この規程は、平成17年9月15日から適用する。

(現任役員に係る経過措置)

第2条 この規程の適用日において、現に就任されている役員については、当該任期中に限りこの規程は適用しない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から適用する。